

【診療報酬改定の経過措置関連】

●診療報酬改定における施設基準の経過措置にかかる取扱い

令和6年10月1日以降の算定で、届出が必要なものは、**10月15日迄**に届け出る必要があります（書面の都合で一部の記載になっております。詳細は厚生労働省の当該資料をご確認ください）

令和6年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準の取扱いについて

- 経過措置（令和6年9月30日）が設けられた施設基準への対応
 - 令和6年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの
 - ※ **令和6年10月15日迄に届出書の提出**があり、同月末日迄に要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定
 - ※ 令和6年10月1日以降施設基準を満たさない場合は、届出区分の変更や辞退届の提出が必要

区分	届出対象（令和6年3月31日において下記施設基準を届出していた保険医療機関）	
▶ 令和6年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの		
初・再診料	地域包括診療加算	—
入院基本料	一般病棟入院基本料（急性期の1～5）	結核病棟入院基本料（7対1入院基本料に限る）
	特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）（7対1入院基本料に限る）	特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算
	専門病院入院基本料（7対1入院基本料に限る）	専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算
	有床診療所療養病床入院基本料	—
入院基本料等加算	総合入院体制加算1、2	総合入院体制加算3
	急性期看護補助体制加算（急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る）	看護職員夜間配置加算（急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る）
	看護補助加算1（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る）	入退院支援加算1
	救命救急入院料2,4	特定集中治療室管理料1-4
	特定集中治療室管理料5、6	ハイケアユニット入院医療管理料1、2
	回復期リハビリテーション病棟入院料1、3	地域包括ケア病棟入院料1-4
	地域包括ケア入院医療管理料1-4	特定一般病棟入院料1、2
	区分	届出対象
医学管理料	地域包括診療料	外来腫瘍化学療法診療料1
在宅	在宅時医学総合管理料の注14（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む）に規定する基準	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費1	—

（出所）厚生労働省 事務連絡「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」（2024/9/13）を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点で施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。
Share the Future